

第3次まいばら福祉のまちづくり計画策定業務委託仕様書

この仕様書は、「第3次まいばら福祉のまちづくり計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、下記の業務を実施するに当たり必要な事項などを定める。なお、仕様書の取扱いまたは仕様書の内容に疑義が生じた場合は、市担当の指示によることとする。

1 委託業務名および場所

- (1) 委託業務名 令和4年度 米福政委託第13号
第3次まいばら福祉のまちづくり計画策定業務
- (2) 委託場所 滋賀県米原市米原地先

2 目的

本市では、平成31年度から令和5年度までを計画期間とする、「まいばら福祉のまちづくり計画」に基づき地域福祉を推進しているが、令和5年度は計画の最終年になることから、これまでの計画を見直し次期まいばら福祉のまちづくり計画を策定することとしている。

本業務は、次期計画の策定に当たり、新たな生活課題や住民ニーズを把握し、本市総合計画および他の福祉関係計画との整合性を図りながら、計画策定することを目的とする。

なお、本計画は、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とを一体的に策定する計画とする。

3 委託業務内容

意識調査および計画策定業務を行うものとし、基本内容は、おおむね次のとおりとするが、プロポーザルの実施において決定した受託者の提案により調整する場合がある。

【令和4年度】

【計画準備】

- (1) 計画策定の基礎資料として、現計画を検証するとともに、市が所有する基礎資料や各種計画を用いて、市の現状や解決する課題を整理すること。
- (2) 本年度から作成予定の各種計画の進捗状況を把握し、情報収集、情報提供を行うこと。

【意識調査】

- (1) 調査票の作成および印刷
 - ア 市民2,000人（20歳以上無作為抽出）の調査票の作成および印刷を行う。
- (2) 封筒の作成
 - ア 意識調査用封筒の作成を行う。
 - 発信用 角2型 2,000部
 - 返信用 長3型 2,000部
 - ※ 調査票の封入、発送準備、郵送料を含む。ただし、宛名シールは市が作成する。

(3) 調査票の集計

ア 調査票のデータ入力を行い、性別、年齢別、地域別にクロス集計を行う。

(4) 調査結果の分析・意見の整理

ア 調査の結果を図表化・分析し課題の把握等を行う。また、自由意見を入力し、項目別に分類する。

(5) 意識調査報告書の作成

ア A4版でワードまたはエクセル形式による電子データおよび当該データを印刷したものを作成する。

(6) 推進会議の開催支援

ア 会議開催に係る資料作成、会議出席などの支援

- ・推進会議 年2回程度
- ・福祉座談会 旧町域4地域 各1～2地区
- ・ワーキングチーム会議 随時開催予定（必要に応じて支援）
- ・議会説明資料の作成
- ・事務局との協議等

(7) その他

ア 業務を遂行する上で、米原市地域福祉計画推進会議委員(大学教授)からアドバイスを受けることとし、これに係る経費を負担すること。

イ 本市の重層的支援体制整備事業についても、計画に反映させること。

【令和5年度】

【計画策定業務】

(1) 地域福祉を取り巻く現状と課題の把握、分析

(2) 計画課題の設定

(3) 計画骨子（案）の作成

(4) 計画素案の作成

(5) パブリックコメントの実施支援

(6) 計画全体としての取りまとめと計画書の印刷製本

(7) 推進会議等の開催支援

ア 会議開催に係る資料作成、会議出席などの支援

- ・推進会議 年4回程度
- ・ワーキングチーム会議 随時開催予定（必要に応じて支援）
- ・地域共生社会フォーラム（社会福祉大会） 1回開催予定
- ・議会説明資料の作成
- ・事務局との協議等

(8) その他

ア 業務を遂行する上で、米原市地域福祉計画推進会議委員(大学教授)からアドバイス

を受けることとし、これに係る経費を負担すること。

イ 本市の重層的支援体制整備事業についても、計画に反映させること。

4 履行期限 契約締結日から令和6年3月26日まで

5 業務に必要な届出書等

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。

ア 着手届

イ 業務計画書

(2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。なお、業務完了後において瑕疵が認められた場合は、速やかに受託者において訂正を行い、その作業に係る費用は受託者の負担とすること。

ア 完了届

イ 納品書

ウ 成果品

① 意識調査結果報告書 (A4版ワードもしくはエクセル形式による電子データ
および当該データを印刷したもの 1部)

② 第3次まいばら福祉のまちづくり計画(本編) 200部
(A4版、100頁、1色刷、表紙カラー)

③ 第3次まいばら福祉のまちづくり計画(概要版) 1000部 (A4版、8頁、4色刷)

④ 上記①～③の原稿データ

⑤ その他関係資料一式(電子データ一式含む。)

※なお、本業務の成果品については、米原市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、市公式ウェブサイトの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。

6 成果品の利用および著作権

(1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、および第28条(二次的著作物の利用に関する現著作者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

7 その他

仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託者は必要に応じて協議して定めるものとする。